

札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成13年8月6日
保健福祉局長決裁
最終改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「対象者」という。）の保護を図るために、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89条）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(要件の審査)

第2条 市長は、対象者の福祉の増進を図るため、特に審判請求を行う必要性を判断するに当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度が後見、保佐、補助のいずれかに相当するか否か、本人による審判請求の有効性
- (2) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による対象者保護の可能性及び当該親族等が審判請求を行う意思の有無
- (3) 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービス及び障害福祉サービス等の利用や、これに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性
- (4) その他市長が確認を必要とする事項

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を予め負担する。

- 2 市長は、審判請求費用について、対象者又は親族等（以下「関係人」という。）が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権の発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により行われた審判の結果、家庭裁判所が関係人に対し、審判請求費用の全部又は一部を負担すべき命令をしたときには、当該関係人に対し、審判請求費用の全部又は一部を求償するものとする。

(審判前の保全処分)

第5条 市長は、審判請求にあたり、対象者の状況を考慮し、必要があると認められるときは、家事事件手続法第126条第1項、第134条第1項及び第143条第1項の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

(親族等への情報提供)

第6条 第2条第1項第2号において、市長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合には、必要に応じて、本人の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(費用の助成)

第7条 市長は、次の各号に掲げる者が負担すべき成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)への報酬を助成することができる。ただし、後見人等は、暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、あるいは暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者
- (3) 資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる者

(委 任)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、高齢保健福祉部長及び障がい保健福祉部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月6日から施行する。

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月7日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。